

現行の各種基準等の記載内容について（抜粋）

1. 施行規則等			
項目	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	展示動物の飼養及び保管に関する基準
①スペース			
ケージ等の大きさ		<p>第3条 設備の構造及び規模</p> <p>一 ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期間にわたる場合においては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合においては、この限りでない。</p> <p>第5条.四 動物の輸送の方法</p> <p>二 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものである。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第3.1(2) 施設の構造等</p> <p>ア 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。</p> <p>第4.1(4) 展示場所の移動</p> <p>短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又は触れ合い動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼養及び保管の環境の確保に努めること。また、移動先であっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。</p> <p>第4.2(1) 展示方法</p> <p>販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該施設内の音、照明等を</p>
従業者数		<p>第5条一 動物の飼養・保管の方法</p> <p>イ 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。</p> <p>第5条四 動物の輸送の方法</p> <p>ハ 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。</p>	

項目	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	展示動物の飼養及び保管に関する基準
②設備等			
材質	<p>第3条第2項 飼養施設の基準</p> <p>三 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。</p> <p>七 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。</p> <p>イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。</p> <p>ロ 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。</p> <p>ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。</p>	<p>第3条 設備の構造及び規模</p> <p>二 ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。</p> <p>三 ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。</p>	<p>第3.1(2) 施設の構造等</p> <p>オ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。</p>
③温度、臭気、音等			
		<p>第2条 飼養施設の管理</p> <p>四 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。</p> <p>五 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。</p> <p>六 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。</p> <p>第5条一 動物の飼養・保管の方法</p> <p>ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。</p> <p>タ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないよう</p>	<p>第3.1(2) 施設の構造等</p> <p>ウ 過度なストレスがかからないように、適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を備えること。</p> <p>第3.2 生活環境の保全</p> <p>管理者及び飼養保管者は、展示動物の排泄物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図ることにより、動物のみならず人の生活環境の保全にも努めること。</p> <p>第4.2(1) 展示方法</p> <p>展示方法販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該施設内の音、照明等を適切なものとする。</p>

項目	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	展示動物の飼養及び保管に関する基準
④提供物			
給餌		<p>第5条一 動物の飼養・保管の方法</p> <p>チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。</p> <p>第5条四 動物の輸送の方法</p> <p>ト 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第3.1(1)飼養及び保管の方法</p> <p>ア 展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。</p> <p>キ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。</p> <p>第3.6 輸送時の取扱い</p> <p>(3) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。</p>
清掃		<p>第2条 飼養施設の管理</p> <p>一 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺的生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。</p> <p>第4条 設備の管理</p> <p>三 ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない</p>	<p>第3.2 生活環境の保全</p> <p>管理者及び飼養保管者は、展示動物の排せつ物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図ることにより、動物のみならず人の生活環境の保全にも努めること。</p>
運動		<p>第5条一 動物の飼養・保管の方法</p> <p>リ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。</p> <p>第5条四 動物の輸送の方法</p> <p>チ 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。</p>	

項目	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	展示動物の飼養及び保管に関する基準
⑤繁殖			
		<p>第5条三 動物の繁殖の方法</p> <p>イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。</p>	<p>第4.2(2) 繁殖方法</p> <p>遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢の動物又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、その繁殖の回数を適切なものとする。</p>
⑥社会的環境			
		<p>第5条一 動物の飼養・保管の方法</p> <p>ホ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ）。を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。</p> <p>ソ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。</p>	<p>第3.1(1)飼養及び保管の方法</p> <p>エ 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。</p> <p>カ 幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。特に、犬及び猫については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第22条の5に定める期間は、親子を共に飼養するよう努めること。</p>

項目	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	展示動物の飼養及び保管に関する基準
動物の状態に関する表現が含まれる事項（アニマルベースメジャー関係）	<p>第8条 第一種動物取扱業の遵守基準</p> <p>一 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。</p> <p>三 販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。</p>	<p>第5条一 動物の飼養・保管の方法</p> <p>カ 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。</p> <p>第5条二 動物の疾病等に係る措置</p> <p>イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあつせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。</p> <p>ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。</p>	<p>第3.1(1)飼養及び保管の方法</p> <p>ウ 捕獲後間もない動物又は他の施設から譲り受け、若しくは借り受けた動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触、展示、販売又は貸出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。</p> <p>第3.3(1)施設の構造並びに飼養及び保管の方法</p> <p>ウ 施設について日常的な管理及び施設の実施状況や飛来物の堆積状況について確認する等の保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動物の数及び状態を確認すること。</p>

2. 展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説(抜粋)

① スペース(ケージ等の大きさ)

第3 (1) 2 施設の構造等

ア 動物を飼養あるいは保管するにあたり、まず動物が日常行う行動を妨げない十分なスペースが必要です。体の向きを変えることや立ち上がることのできないような空間では、動物に与えるストレスは非常に大きなものとなります。また水中生活に適応した種に、泳いだり体を水につけるような場所を用意すること等、種の生態に合わせた環境を整える必要があります。哺乳類では歩行する高さしかない施設は不十分で、立ち上がれたり、伸びをしたり、横たわれる十分なスペースが必要です。また水生の種では、泳ぐことができるプールが必要となります。また飼育環境を豊かなものにするため、動物が落ち着けるような隠れ場や、動き回ったりできる空間を備えた環境を用意しなければなりません。

動物販売店では、展示動物を飼養あるいは保管するに当たり、一つのケージに収容する展示動物の数を充分注意し、できるだけ薄飼を心掛けなければなりません。また、ケージの中で十分な餌の摂取、飲水ができるだけのスペースの確保が必要です。

第4.1. (4) 展示場所の移動

移動動物園等の仮の施設では、それぞれの種にふさわしい施設を常に用意することは難しいことです。しかし仮の施設であっても、動物の習性を考慮し、歩いたり羽ばたいたりするスペースを確保するだけでなく、休息や排泄等、日常の行動を円滑に営ませるため、止まり木や休息場所等を用意する必要があります。移動時には、動物の健康を配慮し、運搬する車両等の環境を整えることが重要です。移動檻は広すぎたり明るすぎたりすると、動物が落ち着かず、転倒等の事故をまねく場合もあり、動物の種によっては必要最低限のスペースのみを与えることが必要な場合もあります。特に高低温時には、空調機器等で、極度な高低温から動物を守る事も必要となってきます。換気も重要な要素で、蒸れた状態では、より動物のストレスは高くなります。長時間の運搬では、途中の給水や給餌の必要性もあり、車両の震動等から受けるストレスを休息時間を設けることで和らげる事も有効です。最も重要な事は移動中もそれぞれの動物の状態を観察することと、種にあった移動檻等を用意することです。また移動を繰り返す動物に対し、十分な休養期間を与える必要があります。仮施設での飼育や移動の連続は動物に対してストレスを与え続ける可能性があるため、その動物の生態に適合した施設を用意し、観覧

者等の目の触れない場所で飼育し、動物の精神的及び身体的な健康を確保する必要があります。その期間は種や個体によって異なるため、十分な観察注意をし、動物が過度なストレスを受け続けることがないように努めなくてはなりません。

4. 2(1)展示方法

展示施設は、個々の動物が自然な姿で立ち上がり、横たわり、回転する等、日常的な動作を容易に行うことができる十分な広さと空間を備えることが必要です。大きさは、おおよそ動物の体長の2倍以上は必要です。

また、犬やねこの場合には一日に何回かは広いスペースに出して遊ばせ、運動不足の解消とストレスを発散させましょう。

動物販売店では販売を目的として動物を展示しますが、まず一番大切なことは個々の動物の本来の生態に見合った飼育環境とすることです。施設内でそれぞれの動物が自然な姿で立ち上がり、四肢を伸ばして横たわれ、日常的動作が容易に行われる十分な広さが必要です。

鳥類の場合は、止まり木を付け、両翼を広げ、飛びまわることができるケージに入れましょう。

⑤繁殖

第4. 2(2)繁殖方法

遺伝性疾患とは、親から子へ遺伝する病気です。何かしらの遺伝性疾患と思われる症状が現れていた場合には、再度の繁殖は不幸な動物の発生を避けるため、行うべきではありません。

動物種で、繁殖適齢期は異なります。幼齢、高齢な動物による繁殖は動物に過度の負担を与えることとなります。

みだりな繁殖として該当するのは、主にブームによる過度の繁殖、幼齢、高齢な動物による繁殖をいいます。

遺伝疾患を減らすには、疾患の発症のないもの同士を交配させていくことが必要です。みだりな繁殖により、視聴覚障害、心臓疾患、股関節形成不全、猫伝染性腹膜炎、皮膚病のアカラス等は、近親繁殖、早期繁殖、劣勢遺伝子の関与等が大きな原因と考えられます。

繁殖に当たっては、

- 1 血統内容の確認。
- 2 両親が繁殖の年齢を十分満たしていること。
- 3 前回の繁殖時と適正な期間があいていること。
- 4 両親に悪い遺伝子がないこと。
- 5 産まれた子供に確実な譲渡先があること。

これらが満たされた時に繁殖は行われるべきです。

度を越えた繁殖による多頭飼育は、動物を劣悪な環境化に置くだけでなく、騒音、糞尿の匂い等、近隣住民への大変な迷惑になりかねません。管理の面からも余裕を持った頭数飼育にとどめましょう。また、小動物、鳥類は繁殖能力も強く、比較的多産であることから、不用意な繁殖を避けるため雌雄は分けて飼養するべきです。

繁殖生命を過ぎた動物は穏やかな老後が過ごせるよう、終生飼養を心がけることが必要です。

主なペットの生理

動物種	性成熟	発情期	妊娠期間	寿命
犬	生後 10～12 ケ月	年 2 回	60～63 日	14～5 年
ねこ	生後 7～12 ケ月	4～5 週おき (交尾排卵)	60 日	14～5 年
うさぎ	4～10 ケ月	年 3～4 回繁殖 (交尾排卵)	30～35 日	5～15 年
ハムスター	5 週間	性周期 4 日	16 日 (離乳 21 日)	2～3 年
マウス	2 ケ月	4～6 週	20 日 (離乳 21 日)	2～3 年
モルモット	3 ケ月	-	70 日 (離乳 14 日)	10 年
シマリス	6 ケ月	春	30 日 (離乳 30 日)	5～10 年
フェレット	7～10 ケ月	-	40 日 (離乳 30 日)	6～10 年

○動物の状態に関する表現が含まれる事項

第 3.1 (1) 飼養及び保管の方法

ウ 最近では、展示動物の多くは動物園等で繁殖した個体が多くなりましたが、野生から捕獲した個体も含まれています。新しい個体が到着した時はまず健康のチェックをしなければなりません。展示施設へ移す前はすでに飼養している動物と隔離できる動物病院や飼養施設で飼養し、健康の確認をします。いわば自主的な検疫を行うことが到着した動物の健康にとっても、すでに飼われている動物の健康維持にとっても大事なことなのです。

野生捕獲の成熟した動物にとっては、人工的な施設の中で飼養され、観覧者の前に展示されることは、想像以上に心理的な刺激を与えています。展示動物もその新しい飼養環境下において、まずその地の気候に慣れ、飼養保管者や観覧者の存在に慣れ、新しい飼料に慣れ、近くの動物を含めて生活環境に慣れなければならないのです。飼養保管者はこれらの刺激をなるべく少なくし、すみやかに新しい環境に動物が順化順応するように努めなければなりません。動物はどんな動物でも新しい環境になじもうとする順応性を持っています。もちろん種により個体によってその速さには差があり、限界があります。それを見きわめて、新しい環境への順応を補助し、拡大させていくのが飼養保管者の任務です。新着後しばらくは、薄暗い隔離室で安静に飼育して体力の回復を図るようにし、同時に飼育下の状態に慣れるようにします。こうした後に展示するのが一般的な方法ですが、場合によっては、すでに順応している同種の動物と同居させることで効果をあげることもあります。多くの新着動物では、新しい飼料への順応、すなわち餌づけが難しいのですが、新着動物の部屋にすでに餌づいている個体を入れることによって、餌づけを促進させた例もあります。

このような心理的な順応もさることながら、気温、湿度等の気候条件に対する順応も重要です。多くの哺乳動物は驚くほどの気候順応性を持っているものですから、あまりに原産地の気候条件にこだわりすぎると、かえってその動物の抵抗力を弱めてしまうこともあります。輸入した年は、もちろん原産地の気候条件を十分に考慮すべきですが、その後は年ごとに通常的环境に慣らしていく必要があるでしょう。

水棲動物では、アシカやアザラシは飼育下で繁殖した個体の施設間の移動が主ですが、イルカでは野生からの導入が多く認められます。海を泳いでいたイルカを輸送し、

いけすやプールという囲いの中で飼育を開始するに当たっては、イルカは様々なストレスを受け、病気に罹りやすい状態にあります。環境に馴致するまでは、最新の注意を払い、落ち着いた環境を保つことが大切です。イルカは搬入後すぐに餌を食べる傾向がありますが、アザラシ類は神経質で少しの環境変化でも餌を拒むことがあります。人が見ていると食べないといった場合には、プールに餌を入れておく等、新しい環境への適応をスムーズに進めるための、状況に応じた判断が求められます。人の手から餌を食べるようになると、環境への馴致も早く進みます。

動物販売店では、混合飼育をする展示動物が多く、新たに仕入れた展示動物を前から飼育していたものとすぐに一緒にしてしまう傾向があります。新しい展示動物が入荷したら、少なくとも2～3日は別飼いし、様子を見ながら一緒にして下さい。また、手乗りのように飼育管理者が手を掛けて飼養しなければいけないものは、飼料を与える時間の感覚や敷き藁等、雛鳥に精神的・肉体的苦痛を与えないよう配慮して下さい。

3. 3 (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

ウ 逸走防止には、施設の構造や強度を完全なものにすることはもちろんですが、日頃から点検整備を欠かさず、老朽箇所を補修するとともに、様々な逸走誘因をできるだけ少なくすることが大切です。飼養保管者は保管する展示動物の状態を毎日観察することはもちろんですが、展示動物の数量は一日に1回は確認し、同時に状態の確認も行うようにして下さい。特に群れで飼養しているような展示動物に関してはその際に数の確認を行う習慣を身につけることも大事なことです。